

第8回検討会における主なご意見

議題2：地域における薬局・薬剤師のあり方について**1. 地域における薬局、地域連携薬局、健康サポート薬局の機能・役割に関する図等**

1. 地域の課題について地域でどういう施策をどのような形で実施していくのかについては、行政や地域の医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会等の関係団体が協議して決定し、地域連携薬局も含め地域の薬局と協力しながら着実に実施する形が必要。
2. 「薬教育等」について、学校薬剤師も含まれると思うので、薬や健康のことの教育への関与というニュアンスがわかるようにすべき。
3. 「無菌製剤処理」について、省令では正しいのかもしれないが、「無菌調製」と表現する方がよいのではないか。
4. （地域で確保すべき機能について）どの部分を担えるかは、地域ごとに違うと考えられるので、どういう役割を担ってもらうかについて、いろいろな方に分かるように表示することや、実施を約束してもらった機能はできる限り実施されるように、しっかり厚労省や自治体等が見ることが必要ではないか。

2. 健康サポート薬局の位置付け

1. 健康サポート薬局の制度開始から8年たっても活用されていない状況を考えると、認定薬局と同じように制度化し、具体的な役割をもっと明確にして、薬局・患者双方にそれをアピールして、きちんとその役割を果たしているかどうかという検証を必ず実施するということが必要。
2. 健康サポート薬局の機能のKPIについて、例えば、連携についてであれば、患者から聞き取った情報を医療機関向けにまとめて患者に渡し、医療機関の受診勧奨を行ったこと等を設定することが考えられる。患者にとっては、薬局を介すことで、紹介先で改めて最初から話さないといけないという手間を極力省けるようになり、メリットが見えるようになり、健康サポート薬局を活用する動機となるのではないか。どのような事例がよいかは今後の検討であるが、見える化するような施策を考えていくこともよいのではないか。
3. 健康サポート薬局について地域住民が「薬局を主体的に選択できるよう、法令上明確化し」ということ、「名称の表示を可能とすることが必要」というところについて。また、制度設計についてしっかり「住民、患者にとってわかりやすいものとなるよう、必要な対応を検討する」ということについて妥当。
4. 日本チェーンドラッグストア協会としては、ドラッグストア併設の薬局が多いという特性があり、OTCの扱いや健康相談等、ドラッグストアとしての親和性の高い項目が非常に多い健康サポート薬局に対しては積極的に取り組んでいきたいと考えており、法令化することに対して賛成。ただし、認知度がまだ低い状況であり、薬局機能情報提供システムの項目について、健康サポート薬局、地域連携薬局を上位で入れることを検討して

はどうか。

5. 歯科の場合は、セルフメディケーションで痛みが止まったとしても、自然治癒がない疾患であり、受診勧奨が重要なため、適切な受診勧奨ができるような方策を一緒に入れていただきたい。
6. 健康サポート薬局についても、地域連携薬局と同様に、住民・患者にかかわらず関連するステークホルダー全体にとって分かりやすくなるように役割・機能を明確化した上で、実際に約束している機能がどう果たされているのか検証されること、役割を果たしていただくようになることが重要であり、実効性の確保に留意していただきたい。
7. 健康サポート薬局の取組は、健康サポート薬局以外の薬局でも薬剤師が目指すべき方向性であると思う。その中で、まずこれは必ず取り組んでほしいという方針を見せていただき、また、健康サポート薬局でさらに上を目指す際に目指すべきベクトルが分かったということで、他業種からも分かりやすくなった。
8. 国民や住民に分かっていただくというのは、ほかの取組でもすごく難しいものであり、総合的な方法で1つだけ実施すればいいということではなく、いろいろ施策を考える必要がある。
9. 行政からの広報はなかなか浸透しないと思うので、まずは健康サポート薬局が、利用している患者にきちんと説明することを位置づけることが重要。これにより、ほかの薬局と違うのかなということも意識化してもらえる。そうすると、例えば今は届出をしていない薬局でも、ほかの薬局と差別化を図るには健康サポート薬局の届出をする必要があるなど手を挙げるところが増えてくるのではないかと。まずは今届出をしているところからしっかりと利用者に説明することを位置づけていただきたい。
10. 健康サポート薬局は、一般の薬局が本来からずっと目指さなければいけない機能を明確化したものであると思うが、多くの薬局がそれに手を挙げていけなかったのはなぜか、何が今までの問題点だったのか、行政が示すのではなく、薬局自らが示していくことが必要。
11. 健康サポート薬局について、発展的な解消として名前も含めて機能も変えていって、どのようにあるべき姿なのか、薬局自らがどのような形で地域貢献をして位置づけしていくのかも含めて、業界団体で自らの姿として示し、審議会等で意見として出すべき。自ら仕事をしている者が自分の姿をしっかりと打ち出していくことが非常に重要。
12. 健康サポート薬局も地域連携薬局も薬局の目指すべき姿であると考えている。各薬局は必ず健康サポート機能は持っているが、一定の基準を満たしているところが健康サポート薬局を名乗れるという立てつけであり、健康サポート薬局、地域連携薬局に行く過程において、その基準を満たさないところもあると考えている。
13. 地域の行政が健康サポート薬局を利活用するために、地域行政が健康サポート薬局の機能をしっかり理解することが重要。都道府県健康部局のようなところに対して健康サポート薬局が周知できていないと考えている。また、市町村レベルまで落とし込み切れていない。地域行政や地域の関係機関・団体に健康サポートの機能をいかに周知するのも、今後議論が必要。

14. 資料の7ページの※の3つ目「健康サポートの取組、セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進」おついて、「可能な限り」とあるが外し、しっかり取り組むことを示したほうがよい。
15. 健康サポート薬局の認定数が伸びていないという事実があり、また、地域連携薬局ができ、在宅の部分をしっかり実施する薬局を別に認定し、機能させようとしていることを踏まえると、改めて整理し、健康サポート薬局では、在宅に関しては連絡調整でいいというような形にすることで、今後手が挙がりやすくなるのではないかと。要件定義の検討により、いろいろなサイズの薬局が手を挙げられるような形を作ることも重要。
16. 健康サポート薬局のハードルが高いために目指せない薬局があると思うが、地域の質を担保するという意味では、こういった高度な機能を有した薬局があることは地域住民や国民にとっては心強いと思うので、ハードルを下げずに残して、それを目指せる薬局がより増えていくことが、国民にとってよいと思う。
17. 増えないからハードルを低くしてレベルを落とすべきではない。届出をして認められる健康サポート薬局なので、どの薬局でもできるレベルでというのであれば制度化する必要もなく、みんなができる方法を考えた方が現実的であり、制度にして健康サポート薬局を残すのであれば、その機能は一定レベルを維持すべきではないか。
18. 健康サポート薬局は、いわゆる調剤のみならず、ヘルスサービスのような部分になってくるので、調剤報酬の算定要件や施設基準で規定しにくいと思う。一般の薬局が提供する以上に高度なヘルスサービスを提供するのだったら、質や安全、情報も間違っただけではないわけだし、患者指導も適切なものでなければいけないので、ただ単に物販を頑張るだけではなく、ヘルスサービスにおける質や安全性をしっかりと高める必要があることから、そういうサービスの質や安全をきちんと規定し得るような内容とすることが必要。
19. 健康サポート薬局について、できる限り地域の中でその機能をきちんと担保して、しっかりとした受診勧奨も含めた専門職のプロフェッショナルで連携した対応を確立していくことが重要。
20. 医療関係者、特に地域の薬局の中でも情報共有をして、どの薬局が健康サポート薬局、地域連携薬局であるのか、この薬局が得意なことは何かといった情報共有を行い、その地域を守るために全部の薬局が参画していただくことが重要。
21. 難しいと思うが、国としては制度設計の中にそれなりの報酬がしっかりあって、その機能が円滑に運営できるものをどうやって作り上げたらいいのかも含めて方策を立てていただきたい。
22. 当然ながらコストもかかるし、人件費がかかる部分もあり、大変な部分があるかと思うが、現時点でインセンティブがない中で3,000件くらいの薬局は対応しており、薬剤師としてのプライド、矜持もあるので、インセンティブなしで高みを目指してもよいのではないかと。アウトカムが見えた先に、国民が評価してインセンティブをつけてくれるという流れになると思う。
23. 健康サポート薬局はインセンティブがないというのは問題だと思う。国民のためにある制度であり、制度として成り立つようにしていただきたい。

24. OTC 薬に関して 48 薬効群をそろえていなければいけないが、小さな薬局では狭いところで 1 種類か 2 種類ぐらいずつあり、その薬を買わなければいけないのかと思うが、ドラッグストアに行くとかたくさんあるところから選べる。小さな薬局に相談に行ったら、ドラッグストアに行ってこういうものを買ったらいいと言われるのが実は一番いいと思うが、それにインセンティブがない。国民の多くが健康サポート薬局の仕組みで恩恵を受けられるような制度を考えていくべきである。
25. 健康サポート薬局について必要な機能の内容をしっかりと実行できるかが基本であり、制度として必ずしも強いインセンティブを与えるものでなかったとしても、そこには推奨しているといった意味合いでの効果自体は生じると思う。確実に実施することが重要であり、できないことを多くの薬局が約束してしまうことになると、意味がないため、レベル自体を下げるのかどうかはともかく、決まったことがしっかりとできるような仕組みであることが重要。
26. インセンティブは、制度を使っていただくことについて後押しになるような役割を果たしていくことがあると思うので、国民目線で見るときにメリットになっている、これがないと困るということをやうまく見つけられるかが重要であり、いろいろな機能を持っていただくこと以上に、利用してもらうに当たって、これは本当に必要だと思ってもらえるようなものをつくる必要がある。
27. 健康サポート薬局の要件と地域連携薬局の要件が、医療提供の部分において重なり合っている部分が結構あるところは整理が必要。医療提供の部分に関しては、どうしても日本の皆保険制度が関係するため、地域の住民、国民全体に一定の水準の医療を提供するという役割を持っているところがあると考えられるので、その部分はしっかり担保することが必要。一方、健康サポートは、未病や予防といった意味合いが強く、この切り分けをしっかりと検討を進めていく必要がある。
28. 人口減の時代において地域の体制を維持・構築していくには、人・もの・お金の視点を切り離すことはできないため、そのような視点を持って、健康サポート薬局制度を議論していただきたい。
29. 段階的な目標設定をしたほうが議論もしやすくなるし、個々の薬局としてもそれに向けて目指しやすくなるのではないかと。

3. 議論のまとめ（案）

1. 20 行目「薬事衛生等」と「等」でくくられているが、資料 2 にも示しているとおおり、セルフケア・セルフメディケーションの啓発・推進について、「等」でまとめずに記載していただきたい。
2. 100 行目に「地域ごとの薬局の状況は大きく異なっていると考えられることから」から「体制構築を進めることが望ましい」とあるが、一定の大きさの地域の中にある薬局の薬剤師全員ができるだけそういう会に参画していただいて、地域の医療を守るためにどういった貢献ができるかを知っていただき、分担していくことを進めていただきたい。
3. 45 行目の後半部分で「施設として必要な役割」の「施設」と書かれているが、薬局は地

域における公共的な施設という側面をしっかりと打ち出すべきであり、「地域の公共的な施設」といった意味合いを入れてほしい。

4. 60 行目の「OTC 医薬品」について、医薬部外品、衛生用品等の提供も薬局の機能として重要であり「等」を追記してほしい。
5. 62 行目から 63 行目に「非効率」とあるが、薬局サービスは効率だけで行っていることではないので、「非効率」という言葉はほかの文言に修正すべき。
6. 65 行目に「まず」とあるが、個々の薬局に求められるものと、地域の拠点で確保すべきものと明確に分け過ぎているものであり、個々の薬局で必須で確保していくべき機能と、個々の薬局が本来この機能であるけれども特定の患者やいろいろなケースにおいて難しいケースもあることから、そのような場面に備えて地域で体制を構築していく必要があるということがわかるような記載が必要。
7. 70 行目から 71 行目に「在宅対応に向けた連絡調整」とあり、個々の薬局に求められる機能の中に含まれているが、これだけ読むと在宅対応しなくてもいいように見えてしまうため、個々の薬局も在宅対応をすることが分かるような記載にしていきたい。
8. 76 行目からの表現が読みづらいので工夫して記載していただきたい。
9. 100 行目が今回非常に重要な部分である。現在も夜間・休日対応や在宅対応というのは着実に継続して地域の中で実施されていくことが重要であるが、使命感では限界が出てくることであり、医療計画と密接に関係する機能であり、薬局が公共的な施設であることをさらに明確にすることからも、法令上の根拠に基づいた位置づけを地域の行政においても明確にすることが極めて重要であり、踏み込んだ形で記載すべき。また、ここで一般的に「行政」という言葉が出ているが、国、都道府県、市町村といったどのレベルでのことなのか分かるような形で記載していただきたい。
10. 制度設計、薬局の機能について議論しており、人ではなくてストラクチャーのことであり、それを定義してどうするかということは分かるが、国民からは、かかりつけの薬剤師というその人にいろいろなことを、これはできますかと相談する窓口になるという感覚もあり、取りまとめの冒頭には薬局・薬剤師と書いてあるが、もう少し薬剤師そのものの顔が見える整理があってもよいのではないか。薬剤師という人の見える話と、ストラクチャーの規定・概念をクリティカルに整理した方が、今後、国民に理解してもらうためのものとしてよいのではないか。
11. どちらかというと薬局は複数の薬剤師がいることが多いので、できればかかりつけ薬局を持っていて、どの薬剤師でも、きちんと情報を共有して対応してもらえることが患者としては安心であると思っている。今のかかりつけ薬剤師制度では、患者が薬剤師を選べず、薬剤師から私をかかりつけ薬剤師として同意していただきと言われるので、患者が選ぶという感覚にはなっていない。薬剤師の顔が見えるようにするのであれば、患者が選べるかかりつけ薬剤師という制度にしないと進んでいかない。
12. 役割・機能、あり方も含めてのまとめであるが、今後構築すべき内容と課題が混在しているので、役割・機能の明確化は進んでいるので、それはそれでしっかりまとめつつ、それを実現するために今後検討が必要なことをしっかり記載していただきたい。また、

さらに課題や、役割・機能が定められた上で、さらなる課題を抽出する必要があるのであれば、それも記載してはどうか。例えば 91 行目「実効性のある体制を構築していく必要がある」でも「必要がある」で終わってしまうと、その先どうするのがいけないので、取りまとめとして役割・機能は明確化した、その先をこうしていくという書きぶりにしていただきたい。特に、患者様が利用するメリットという意味では、役割・機能を昇華させてこういうメリットがあるから皆様に周知しましょうという流れでまとめると分かりやすいと考える。

13. 100 行目に「地域ごとに薬局の状況は大きく異なっていることから」、「地域・拠点で確保すべき機能について、行政が関与し、地域の実態を把握した上で必要な体制を構築することが重要である」というのは本当にそのとおりだと思っている。夜間・休日対応などの機能について 116 行目に輪番制とか薬局間連携に対応する体制の構築等の記載があるが、24 時間それから夜間・休日等の薬を必要なときに必要な人に届けるためには、訪問看護ステーションや様々な地域のサービスが関わってくるものであり、地域の実情を把握し、そのニーズを薬局の中で活用していただいて、どのように薬剤が届くか検討されることについて、市町村や地域の実情をしっかりと分かっている行政、薬局、訪問看護ステーションを含む関係職種でしっかりと実情に応じた体制構築を進めることが望ましいという文面がよいと考える。看護師として、地域の薬のことや医療が必要な方々に対応することを考えると、必要なときに必要なものがタイムリーに届くことが一番大事であり、地域連携薬局等で確実に進んでいくことを望んでいる。
14. 100～104 行目に「地域の実情に応じた体制構築を進めることが望ましい」となっているが、薬局間だけではなくて医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等との連携があるので、どのような関係者と協力するのか分かるように記載してほしい。また、「行政が関与し、地域の実態を把握した上で必要な体制を構築する」という部分については、実際どういう状況なのかを把握し、それがうまく機能しているのかどうかを見直しながら進めていただくことが大事であるので、情報を把握し、適宜見直しをし、外から分かるようにするというところをつけ加えていただけないか。
15. 100～104 行目で、「行政の関与と薬局を含む関係機関が連携して」という言葉が出てきているが、116～121 行目に行政・関係団体などが中心になってといった言葉が入っていないので分かりにくいので、「行政や関係団体が中心になって」という言葉を入れて、誰がやらないといけないのか明確にしてはどうか。
16. 「地域連携薬局の役割・機能」の●1つ目、2つ目で、地域連携薬局は自らとか積極的に実施するという文脈が読み取れるが、121 行目以降の●5つになると、一般の薬局の機能とあまり区別した書きぶりになっていない。現場にもっと積極的にとか、薬局の中だけではなくという構成員からの意見もあったと思うので、そのあたりを加味して記載を差別化すると、地域連携薬局の機能で違いがあるところが医療関係者、看護職に周知できるのでよい。
17. 112 行目に「在宅医療等に地域の薬局と連携しながら」とあるが、連携は在宅医療だけではないので、記載を工夫していただきたい。

18. 100 行目に「地域における医療計画を踏まえ、薬局を含む関係機関が連携して」との記載があり、地域連携薬局も当然、地域における医療計画に位置づけられていくべきものであると考えているので、そういったことが分かるような書きぶりをどこかに加えていただきたい。その上で、141 行目で、なお書きとなっていることについて、地域全体で体制を構築するためには地域連携薬局に全てを任せるのではなくて、地域のニーズに対応するための体制の構築は、それ以外の薬局も積極的に協力する、ということは非常に重要であり、なお書きではなくそれが分かるような形にしていきたい。
19. 129 行目のターミナルケアの患者の対応について、1 つは麻薬の対応が主になってくるとは考えているが、ターミナルケアの中でがんの患者という話になると、これは専門医療機関連携が関わってくる部分がある一方、老衰の方もいるので、麻薬以外に地域連携薬局に求める機能があるとするならば、もう少し具体的な記載があると、これらのことも含めて地域連携薬局はターミナルケアに対応してくれるということが多職種、患者含めて見える化できるのではないか。
20. 124 行目の「外来患者の夜間・休日対応を実施すること（地域の実状に応じ、輪番制に参加する等）」との記載について、地域連携薬局はどちらかというと夜間・休日の在宅だけではないと思うが、在宅やほかの医療機関と協力して外に出ていくといったほうがメインで、外来患者の夜間・休日に関しては、地域連携薬局だけではなくて地域で補うべき機能であると思うので、これをここに入れてしまうと地域連携薬局だけでやるみたいなイメージができてしまうので検討が必要。